

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会小口資金貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する小口資金貸付事業実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(原資)

第2条 この要綱による貸付けの原資は、善意銀行一般預託金とする。

(貸付金利子)

第3条 この要綱による貸付金は無利子とする。

(貸付決定者)

第4条 この要綱による貸付けは、会長が行なうものとする。

(貸付け対象及び限度額)

第5条 この要綱による貸付け対象及び貸付け限度額は、当該年度の予算の範囲内で次のとおりとする。

- (1) 町内に住所を有する者で、日常生活を営むのに困窮し、援助を必要と担当民生・児童委員が認めた世帯に1回5万円以内を限度として年2回を貸付ける
- (2) 町内に住所を有する者で、疾病または負傷により、多額の医療費・治療費を要し援助を必要と担当民生・児童委員が認めた世帯に1回5万円以内を限度として年2回を貸付ける
- (3) その他会長が特に援助の必要を認めた世帯に10万円以内の額を貸付ける

(用語の定義)

第6条 この要綱による用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 町内に住所を有するものとは、住民基本台帳に登録している者、及び町内に1年以上居住している事実を担当民生・児童委員が証明した者のことをいう
- (2) 日常生活を営むのに困窮している世帯とは、生活保護法による被保護者と同程度の生活困窮世帯をいう

(借入れ申請)

第7条 この要綱による善意銀行の借入れを受けようとする者は、その事実を認めた者の承認を得て、県内に住所を有する者（住民基本台帳に登録している者に限る。）の連帯保証人を立て、地区担当民生・児童委員を経由し、第1号様式による「斑鳩

町社会福祉協議会小口資金借入れ申請書」を提出し、貸付け決定を受けるものとする。

(貸付け決定)

第8条 前条の規定による貸付け申請があったときは、すみやかに貸付けするかどうかの決定をするものとする。なお、貸付した場合は、事後遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(償還期間)

第9条 前条の規定による借入れを受けたものは、会長が別に定める方法により借入れた翌月から10か月以内で償還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

斑鳩町社会福祉協議会小口資金借入れ申請書

年 月 日

借入れ申請金額 金 円也

返済方法 月より 回 (毎月 日)

返済最終年月日 年 月 日

借 入 れ 申 込 者	フリガナ		性別	生	年 月 日	
	氏名		男・女	明・大・昭	年 月 日	
	現住所	(年 月より居住)				
	現在の職業					
世 帯 の 状 況	電話番号					
	氏名	性別	職業	年齢	収入 (月額)	勤務先 学校名
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
収入合計	(月額)	支出合計	(月額)			
資産の 状況		住居の 状況	自家・借家 借間・同居			

連 帯 保 証 人	氏 名		性 別	生	年 月 日
			男・女	明・大・昭	年 月 日
	現 住 所		申込者との 関係		
	現在の職業	月収	会社名		
		☎ () -			
		所在地			
	資 産				
	地区担当民生・児童委員	氏名			
借 入 れ 理 由					

上記に相違ないことを証明します。

年 月 日

担当民生・児童委員 ㊟

上記のとおり善意銀行一般預託金を借入れたく申請します。

年 月 日

借入れ申請者 ㊟

上記の借入れに対し連帯して責務を負担します。

連帯保証人 ㊟

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会長様

